

令和4年2月25日
(令和4年7月1日更新)

調達に係る電子契約の推進について

株式会社日本政策金融公庫
管財部契約課

1. 調達に係る電子契約の推進について

株式会社日本政策金融公庫においては、調達に係る契約を対象として、電子契約を推進しております。

調達に係る契約手続きが、公庫が導入している電子契約サービスにて処理することが可能となっており（法令で書面による契約書の作成や押印が義務付けられている場合等を除きます。）、以下のような特徴がございます。

- ・印紙税不要
- ・印鑑を使つての押印不要
- ・契約書のご持参又はご郵送が不要

2. 公庫が導入している電子契約サービスについて

対象となる契約において、契約書の作成に代えて電子契約サービスを利用して契約を締結する場合は、原則として公庫が導入している以下の電子契約サービスにて、メール認証による契約締結を行っております。

〈電子契約サービス及び手続きの概要〉

名 称：WAN-Sign

提供者：株式会社N Xワンビシアーカイブズ（旧社名：株式会社ワンビシアーカイブズ）

- ・利用に当たって提供者へのサービス利用申込み、ID登録及び手数料は不要です。
- ・操作説明については「[契約相手先様向けご案内資料\(認印版\)](#)」をご参照ください。
- ・電子契約サービスを利用して契約締結を行う場合に、

公庫が使用するメールアドレスは「 pnc0226@jfc. go. jp 」

署名者の名義は「 管財部長名 」

となります。

（上記アドレスは電子契約締結専用となっております。当該アドレス宛にお問い合わせ等をいただきましても、一切お答えできませんのでご了承ください。）

具体的に電子契約の対象とする調達か否かにつきましては、案件ごとに異なります。また、別途公庫指定の「利用届」等の様式をご提出いただく場合もございます。

詳細につきましては、公告に記載の各案件の担当者あてお問い合わせいただくようお願い申し上げます。

お問い合わせ先…株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課：TEL 03-3270-1552